

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第二原子力発電所  
平成30年度(第4回)保安検査報告書

令和元年5月  
原子力規制委員会

## 目次

1. 実施概要.....	1
(1)保安検査実施期間.....	1
(2)保安検査実施者.....	1
2. 福島第二原子力発電所の設備及び運転概要.....	1
3. 保安検査内容.....	2
(1)基本検査項目.....	2
(2)追加検査項目.....	2
4. 保安検査結果.....	2
(1)総合評価.....	2
(2)検査結果.....	4
(3)違反事項.....	8
5. 特記事項.....	9

## 1. 実施概要

### (1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成31年 2月25日(月)

至 平成31年 3月 8日(金)

### (2) 保安検査実施者

福島第二原子力規制事務所

上原 壮夫

澤村 信

佐竹 和哉

河村 進

菅沼 清純

地域原子力規制総括調整官(福島担当)

南山 力生

柏崎刈羽原子力規制事務所

水野 大

前澤 直人

黒川 武雄

原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

古金谷 敏之

小坂 淳彦

志賀 徹也

片岸 信一

畠山 凌輔

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

松井 一記

元嶋 誠

## 2. 福島第二原子力発電所の設備及び運転概要

号機	出力(万 kW)	運転開始年月	前四半期からの保安検査終了日までの 運転状況
1号機	110.0	昭和57年4月	運転期間 (一) 停止期間 (平成23年3月11日～) 施設定期検査期間 (一)

2号機	110.0	昭和59年2月	運転期間 (一) 停止期間 (平成23年3月11日～) 施設定期検査期間 (一)
3号機	110.0	昭和60年6月	運転期間 (一) 停止期間 (平成23年3月11日～) 施設定期検査期間 (一)
4号機	110.0	昭和62年8月	運転期間 (一) 停止期間 (平成23年3月11日～) 施設定期検査期間 (一)

### 3. 保安検査内容(下線は年度保安検査計画に基づく検査項目)

#### (1) 基本検査項目

- ① 予防処置の実施状況(本社検査)
- ② 安全文化醸成活動の実施状況
- ③ 島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクトの腐食事象を踏まえた対応状況
- ④ 放射性固体廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査)

#### (2) 追加検査項目

なし。

### 4. 保安検査結果

#### (1) 総合評価

今回の保安検査においては「予防処置の実施状況(本社検査)」「安全文化醸成活動の実施状況」「島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクトの腐食事象を踏まえた対応状況」及び「放射性固体廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。

「予防処置の実施状況(本社検査)」については、自社不適合事象の予防処置について「事故・故障情報及び耐震新知見情報処理マニュアル」に基づいて実施されていることを、保安規定第120条(記録)に定める予防処置の結果の記録の保存期間である過去5年の期間において、発電所及び本社のパフォーマンス向上会議にて予防処置の必要性の検討が「要」と判断された不適合事象288件に対して、所定の予防処置プロセスに沿って処理されているかを確認した。その結果、前回の第3回保安検査で確認された33件を除き、スクリーニング未実施のものは確認

されなかった。

本事案については、不適合事象の重要度に関わらず予防処置プロセスが不履行であったこと及び検査官に指摘されるまでの3年間、東京電力は本事案を自ら発見することができなかったことから、原子力安全に影響を及ぼし得るものであったと考えられるが、スクリーニング未実施の不適合事象と同様の事象が発生していた訳ではないことを踏まえ、本事案は「保安規定違反(違反3)」と判断する。

「安全文化醸成活動の実施状況」については、平成29年度の活動状況が社長の行うマネジメントレビューへのインプット情報として報告されていることを「マネジメントレビュー実施議事録」等により確認した。また、平成30年度安全文化醸成活動方針及び活動計画は、安全を最優先しなかったために不適合が発生しており、振る舞いの習慣化に至っていない等の前年度評価の課題を踏まえて策定されていることを「平成30年度上期所長レビュー実施議事録」等により確認した。

「島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクトの腐食事象を踏まえた対応状況」については、腐食事象の対策に係る点検計画の見直しとして保全計画について10年周期での外観点検(ただし、保温材設置箇所は保温材取付け状態にて外観点検)、腐食しやすい外気取入ラインのダクトについては3年周期で内面点検、また、外気取入ライン以外のダクトについては10年周期で腐食しやすいポイントを代表選定し、保温材を取外した状態での外観又は内面点検を追加し、見直したことを「保全の有効性評価結果記録シート(特別)」及び「点検長期計画」により確認した。

腐食孔が確認された3号機及び4号機外気取入ラインのダクトの取替については、耐食性に優れた材料等を検討し、2020年3月までに取替える計画であること、また、保温材の設置として外面結露により腐食が確認された2号機外気取入ラインのダクト及び4号機外気取入ライン・還気ライン合流部のダクトについては、保温材を2020年3月までに追設する計画であることを「1～4R MCRダクト修理スケジュール」等により確認した。腐食孔が確認された3号機及び4号機外気取入ラインのダクトについては、現場確認を実施し当て板とアルミテープによる応急処置部等の状況を現場にて確認した。

「放射性固体廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査)」については、「放射性固体廃棄物管理基本マニュアル」等に基づき、放射性固体廃棄物(濃縮廃液タンク、使用済樹脂タンク等)は、平成29年度実績の評価を踏まえ、平成30年度の管理計画を策定していること、タンクレベル等により濃縮廃液タンク、使用済樹脂タンク等の監視を行うとともに、巡視点検、貯蔵量の確認を実施していることを記録により確認した。

固体廃棄物貯蔵庫の管理については、同様に平成29年度の実績の評価を踏まえ、平成30年度の管理計画を策定していること、固体廃棄物貯蔵庫の保管量の確認を実施していることを記録により確認した。また、固体廃棄物貯蔵庫の巡視点検について、「固体廃棄物貯蔵庫ドラム缶配置図」にて配置状況を把握し、ドラム缶の転倒、落下、破損等の異常がないことを点検していることを記録により確認するとともに、現場巡視に立会い確認した。

原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等の使用済燃料プール及びサイトバンカにおける照射廃棄物管理については、同様に平成29年度の実績の評価を踏まえ、平成30年度の管理計画を策定していること、巡視点検、貯蔵量・保管量の確認をしていることを記録により確認した。また、4号機使用済燃料プール及びサイトバンカの現場確認を実施し、「4号機使用済燃料プール照射廃棄物等配置図」及び「サイトバンカプール内配置図」と相違がないことを確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者からの施設の運転管理状況及び運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視、定例試験(4号機非常用ディーゼル発電機(A)手動起動試験)への立会い等を行った結果、特段、問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、「予防処置の実施状況(本社検査)」を除き、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

## (2) 検査結果

### 1) 基本検査結果

#### ① 予防処置の実施状況

前回の平成30年度第3回保安検査にて本社において自社不適合事象の一部に関して保安規定第3条(品質保証計画)8.5.3 予防処置の規定に基づく予防処置が行われていないという保安規定に抵触する疑いのある事案が認められた。本社の予防処置の検討のスクリーニングは、福島第二原子力発電所のほか、福島第一原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び本社での不適合事象を扱うことから、本社に対して予防処置の実施状況について詳細な検査を行い、保留にしていた前回事案について違反区分を確定することとし、検査を実施した。

検査の結果、自社不適合事象の予防処置について「事故・故障情報及び耐震新知見情報処理マニュアル」に基づいて実施されていることを、保安規定第120条(記録)に定める予防処置の結果の記録の保存期間である過去5年の期間(平成25年4月1日以降)において、発電所及び本社のパフォーマンス向上会議にて予防処置の必要性の検討が「要」と判断された不適合事象288件(福島第二原子力発電所:43件、福島第一原子力発電所:63件、柏崎刈羽原子力発電所:155件、本社:27件)に対して検査を行った。発生元の不適合報告書、スクリーニング会議(一次スクリーニング)にて決定した選定区分をまとめた「OE情報」「一次スクリーニング会議議事録」、パフォーマンス向上会議への回答期限、対策の基本方針を指示する二次スクリーニング会議の議事録「原子力・立地本部パフォーマンス向上会議議事録」等の内容を調査し、所定の予防処置プロセスに沿って処理されているかを確認した。

今回の検査では、前回の第3回保安検査にて確認された33件を除き、スクリーニング未実施のものは確認されなかった。

本事案については、不適合事象の重要度に関わらず予防処置プロセスが不履行であったこと及び検査官に指摘されるまでの3年間、東京電力は本事案を自ら発見することができなかったことから、原子力安全に影響を及ぼし得るものであったと考えられるが、スクリーニング未実施の

不適合事象と同様の事象が発生していた訳ではないことを踏まえ、本事案は「保安規定違反(違反3)」と判断する。(違反の詳細については、違反事項(3)違反事項を参照)

## ② 安全文化醸成活動の実施状況

平成30年度年度計画に従い、平成29年度安全文化醸成活動の評価とこれを踏まえた平成30年度の安全文化醸成のための活動が、計画的に実施されている状況及び継続的改善が図られていることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、平成29年度の安全文化醸成活動状況について平成30年6月4日開催の社長の行うマネジメントレビューへのインプット情報として報告されていることを「マネジメントレビュー実施議事録」等により確認した。また、平成29年度安全文化醸成活動計画の活動方針に挙げられている「やるべきことをちゃんとできるようにするための意識付けと習慣化を図る」に対する評価結果として、「安全最優先しなかったために発生した不適合」が発生したことを受けて「振る舞いの習慣化には至っていない」との抽出された課題、さらに監査結果等から明らかになった福島第二原子力発電所の弱みである「上位職の関与」を克服するため、平成30年度安全文化醸成活動計画の活動方針に「リーダーシップを醸成すること」が反映され、活動計画が策定され、活動計画のセルフアセスメントの中で活動していることを「平成30年度上期所長レビュー実施議事録」等により確認した。また、平成29年度活動計画では「協力企業との対話(協力企業との議論を通じて安全文化の醸成を図る)」から「協力企業への関与(原子力安全の観点に着目したトレイツ啓蒙活動)」に代わり、主要3社に1社を加えた協力企業に対して「工事事前検討会におけるトレイツ啓蒙活動」と「TBM-KYへ参加し、トレイツの実践度確認」を通じて協力企業の安全文化醸成活動をより推進していることを「平成30年度上期所長レビュー実施議事録」等により確認した。

さらに、平成30年度活動計画において、新たな取り組みとして「安全文化現場評価(原子力安全推進協会(JANSI)による安全文化醸成に係る診断を受け、強み、弱みを把握し、必要に応じ活動に反映する)」が挙げられ、福島第二原子力発電所では5月に診断を受け、評価結果については、平成30年11月27日開催の第3回経営層レビューにおいて各部の計画に反映するよう指示が出されていることを「Traits経営層レビュー議事録(第3回)」により確認した。また、平成30年度安全文化醸成活動の実施に対して、運転検査官からの取り組み要請事項である「安全や環境への影響を理解できる様なルール遵守に関わる活動の実施」及び「リスクや安全性に影響を及ぼすことがないような工事管理の実施」については、社員及び協力企業作業員に対して教育資料を作成し、教育を実施していることを「要請事項を受けた教育の実施結果」により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

- ## ③ 島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクトの腐食事象を踏まえた対応状況
- 原子力規制庁の指示文書「中央制御室空調換気系ダクト等の点検調査について(平成29年1月18日付け)」を受けて点検調査が実施され、福島第二原子力発電所において確認さ

れた中央制御室空調換気系ダクトの腐食事象に係る対策の実施状況について現場の処置状況を含め確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、点検計画の見直しとして、中央制御室空調換気系ダクトの腐食事象に係る対策については、保全計画について10年周期の外観点検(ただし、保温材設置箇所は保温材取付け状態にて外観点検)を一律にしていたが、今回の調査知見から腐食しやすい外気取入ラインのダクトにあつては3年周期で内面点検、また、外気取入ライン以外のダクトについては腐食しやすいポイントを代表選定して10年周期で保温材を取外した状態での外観点検又は内面点検を追加し、見直したことを「保全の有効性評価結果記録シート(特別)(1～4号機)」及び「1～4号機 長期停止中におけるダクト・ダンパー点検長期計画」により確認した。

ダクトの取替として、腐食孔が確認された3号機及び4号機の外気取入ラインのダクトについては、ダクト仕様の見直しとして耐食性に優れた材料、防錆塗装の再選定を行い、2019年10月から2020年3月の期間で取替える計画であること、また、保温材の設置として、ダクト外面における結露により腐食が確認された2号機外気取入ラインのダクト及び4号機外気取入ライン・環流ライン合流部のダクトについては、保温材を2019年10月から2020年3月の期間で追加設置する計画であること、及び内面点検の作業性向上のための点検口の設置として、1号機、3号機、4号機の中央制御室換気空調系外気取入ダクトに点検口を2019年10月から2020年3月の期間で追加設置する計画であることを「1～4R MCRダクト修理スケジュール」及び「4号 C/B常/非常用電気品室外気取入れダクト修理スケジュール」により確認した。

また、応急対策として、腐食孔が確認された3号機及び4号機の外気取入ラインのダクトに対して当て板とアルミテープにより応急補修を実施した箇所について、その点検方法をまとめた技術メモ「1～4号機MCRダクト他点検周期及び点検方法の変更について」に従い初回点検を平成30年度の点検が2月18日に実施されていることを「1～4号機MCRダクト応急補修後の点検結果」により確認した。

さらに、腐食孔が確認された3号機及び4号機の外気取入ラインのダクトの当て板とアルミテープによる応急補修箇所等の状況を現場にて問題ないことを確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

#### ④ 放射性固体廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査)

平成30年度年度計画に従い、保安規定第87条に規定されている放射性固体廃棄物の管理が適切に実施されていることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、放射性固体廃棄物として管理する濃縮廃液タンク、使用済樹脂タンク等の廃液については「放射性廃棄物管理基本マニュアル」に基づき、「平成29年度放射性固体廃棄物(濃縮廃液タンク、使用済樹脂タンク等)管理実績」の実績・評価を踏まえ、「平成30年度 放射性固体廃棄物(濃縮廃液タンク、使用済樹脂タンク等)管理計画」を策定し、濃縮廃液のプラスチック固化処理の設備稼働を6ヶ月、月あたりの製作固化体本数2本として平成30年度12本の固化体を製作する計画としてい

ることを確認した。また、使用済樹脂槽等における監視を漏えい検知装置及びタンクの液位計により行い、前四半期の使用済樹脂保管状況報告を基に3ヶ月に1回貯蔵量の確認を行っていることを「使用済樹脂保管状況報告」により確認した。

固体廃棄物貯蔵庫の管理については、「H29年度 放射性固体廃棄物管理報告」のドラム缶保管量削減のための難燃物の破砕処理による活動等の実績・評価を踏まえ、「H30年度 放射性固体廃棄物管理計画」を策定していることを確認した。また、固体廃棄物貯蔵庫の保管・貯蔵量の確認を実施していることを「固体廃棄物管理四半期報告」により確認し、さらに、保安規定第87条に定める1週間に1回の巡視が「固体廃棄物貯蔵庫ドラム缶配置図」にて配置状況を把握し、ドラム缶の転倒、落下、破損等の異常がないことを点検していることを記録及び現場巡視に立会い確認した。

原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等の使用済燃料プール及びサイトバンカにおける照射廃棄物管理については、「平成29年度 使用済燃料プールにおける放射性固体廃棄物管理実績報告」及び「H29年度 サイトバンカにおける放射性固体廃棄物管理実績報告」の実績・評価を踏まえ、「平成30年度 使用済燃料プールにおける放射性固体廃棄物管理計画」及び「H30年度 サイトバンカにおける放射性固体廃棄物管理計画」が策定されていることを確認した。また、使用済燃料プールにおける固体廃棄物の貯蔵量の確認を3月に1回実施していることを「福島第二原子力発電所 使用済燃料プール内放射性固体廃棄物貯蔵記録四半期報」により、「使用済燃料プール及びサイトバンカにおける照射廃棄物等管理要領」に基づき、3ヶ月に1回使用済燃料プールの巡視が実施されていることを「巡視・点検結果(平成30年度第3四半期)」により確認した。保安規定第87条に定めるサイトバンカにおける巡視が1ヶ月に1回実施されていることを「サイトバンカパトロール確認記録」により、保管量の確認を3ヶ月に1回実施していることを「サイトバンカ内廃棄物管理記録四半期報」により確認するとともに、4号機使用済燃料プール及びサイトバンカの現場確認を実施し、「4号機使用済燃料プール照射廃棄物等配置図」及び「サイトバンカプール内配置図」と相違がないことを確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

## 2) 追加検査結果

なし。

## (3) 違反事項

### ○事象の詳細

福島第二原子力発電所に対する平成30年度第3回保安検査では、平成29年度及び平成30年度上期に福島第二原子力発電所にて発生した不適合事象に対して予防処置の必要性の検討「要」となったものを、抽出した4件の予防処置の状況について確認したところ、予防処置の必要性の検討するスクリーニングが実施されていない状況が確認された。

さらに福島第二原子力発電所、福島第一原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び本社において発生した、予防処置の必要性の検討「要」と判定された不適合事象について過去3年間に調査した結果、スクリーニング対象182件の不適合事象に対して、福島第二原子力発電所(4件)、福島第一原子力発電所(5件)、柏崎刈羽原子力発電所(17件)、本社(7件)の合計33件が機械処理システムに未登録で、予防処置の必要性を検討するスクリーニングが未実施であることが確認された。

本事象を鑑み、第4回保安検査において本社に対して、自社不適合の予防処置について過去5年の期間において、予防処置の必要性の検討が「要」と判断された不適合事象288件(福島第二原子力発電所:43件、福島第一原子力発電所:63件、柏崎刈羽原子力発電所:155件、本社:27件)に対して、予防処置を検討するスクリーニングから予防処置の有効性評価を実施した「有効性レビュー」及び予防処置活動をレビューした「四半期報告」等の一連の記録を確認したが、第3回保安検査にて確認された上記33件を除き、スクリーニング未実施のものは確認されなかった。

#### ○保安活動の問題点

今回の事象は、各店所において予防処置の必要性の検討が「要」となった不適合を本社においてスクリーニングが実施されない状況にあることに対して、機械処理システムに未登録のため組織として検知できず、自社の不適合に対する予防処置の活動が実施されない状況が継続されていた。本社の品質・安全評価 G は、福島第一、福島第二、柏崎刈羽の原子力発電所及び本社部門の安全・品質の管理を行う部門であり、その統括部門で事業者全体に関わる改善活動において、予防処置対象事象の抽出漏れが発生した。また、確認された事業者の予防処置の実施状況において、MS-1クラスの機器(7件)を対象とする案件を含め、機器のグレードに関わらず予防処置プロセスから抜ける状況にあった。

#### ○品質保証による判定と事業者の改善策

今回の保安検査では、東京電力の予防処置プロセスについて、以下の問題点を確認した。

- ・ 東京電力における予防処置を含む不適合管理のシステムが複雑に構成されており、各原子力発電所等から連絡された不適合事象のシステムへの登録が本社担当者の手作業により行われていたことから、33件については登録忘れによりそれ以降の予防処置プロセスでの処理がなされていなかった。
- ・ 本社システムの登録作業手順や登録漏れの確認手順がマニュアルとして規定されていなかった。そのため、予防処置の登録漏れが生じ、不適合事象の重要度に関わらず予防処置プロセスが十分に機能しない状態となっていた。

これは、予防処置プロセスの不履行であり、品質マネジメントシステムの欠陥にあたりと判断される。

本事案については、不適合事象の重要度に関わらず予防処置プロセスが不履行であったこと及び検査官に指摘されるまでの3年間、東京電力は本事案を自ら発見することができなかったことから、原子力安全に影響を及ぼし得るものであったと考えられる。したがって、本事案は保安規定違反の判定基準「Ⅲ品質保証」に基づき、「保安規定違反(違反2)又は(違反3)」に該当すると考えられるが、スクリーニング未実施の不適合事象と同様の事象が発生していた訳ではないことを踏まえ、本事案は「保安規定違反(違反3)」と判断する。

事業者は、

- ・発電所パフォーマンス向上会議事務局は、パフォーマンス向上会議にて予防処置の必要性の検討「要」と判断された結果を本社品質・安全評価 G に連絡(メール等)する。本社品質・安全評価 G は連絡を受けた時点で、是正処置計画の立案にかかわらず、速やかにスクリーニング対象として機械処理システムへ登録し、予防処置の必要性の検討対象とする。
  - ・効果的なモニタリングが実施できていないことの対策として、定期的(月間・四半期等)に機械処理システムへの登録状況について確認する仕組みをつくり、モニタリングを強化する。
- 等の対策を検討していることから、今後の保安検査等において引き続き確認を行うこととする。

## 5. 特記事項

なし。

(別添1)

## 保安検査日程(1/2)

月 日	号 機	2月25日(月)	2月26日(火)	2月27日(水)	2月28日(木)	3月1日(金)	3月2日(土)	3月3日(日)
午 前	(1~4号)	●運転管理状況等の確認 ●中央制御室の巡視 ●原子炉施設の巡視	●検査前会議 ●運転管理状況等の確認 ●中央制御室の巡視 ●原子炉施設の巡視	●検査前会議 ●運転管理状況等の確認 ●原子炉施設の巡視	●検査前会議 ●運転管理状況等の確認 ●中央制御室の巡視 ●原子炉施設の巡視	●検査前会議 ●運転管理状況等の確認 ●中央制御室の巡視 ●原子炉施設の巡視 ●定例試験の立会い	●中央制御室の巡視	
午 後	(1~4号)	●初回会議 ●チーム会議 ●まとめ会議	◎安全文化の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議	◎安全文化の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議	○島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクトの腐食事象を踏まえた対応状況 ●チーム会議 ●まとめ会議	○島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクトの腐食事象を踏まえた対応状況 ●チーム会議 ●まとめ会議		
勤務 時間外	(1~4号)			●中央制御室の巡視				

○:基本検査項目 ◎:年度保安検査計画に基づく検査項目 ★:追加検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

(別添1)

## 保安検査日程(2/2)

月 日	号 機	3月4日(月)	3月5日(火)	3月6日(水)	3月7日(木)	3月8日(金)	3月9日(土)	3月10日(日)
午 前	(1~4号)	●検査前会議 ●運転管理状況等の確認 ●中央制御室の巡視 ●原子炉施設の巡視 ◇放射性固体廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査)	●検査前会議 ●運転管理状況等の確認 ●中央制御室の巡視 ●原子炉施設の巡視 ○予防処置の実施状況(本社検査)	●検査前会議 ●運転管理状況等の確認 ●中央制御室の巡視 ●原子炉施設の巡視	●検査前会議 ●運転管理状況等の確認 ●中央制御室の巡視 ●原子炉施設の巡視	●検査前会議 ●運転管理状況等の確認 ●中央制御室の巡視 ●原子炉施設の巡視		
午 後	(1~4号)	○予防処置の実施状況(本社検査) ●チーム会議 ●まとめ会議	○予防処置の実施状況(本社検査) ●チーム会議 ●まとめ会議 ●定例試験の立会い(4号機非常用ディーゼル発電機(A)手動起動試験)	◇放射性固体廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査) ●チーム会議 ●まとめ会議	◇放射性固体廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査) ●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議 ●終了会議		
勤務 時間外	(1~4号)							

○:基本検査項目 ◎:年度保安検査計画に基づく検査項目 ★:追加検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等